

手紙の書き方
手紙の書き方
手紙の書き方

太易

論説

鐵道買収論

添田 壽一

第四卷 第二十四號

明治三十一年十二月五日發行
十二月(四)日 十一日 十八日
日曜表(二十五日)

政治上諸般の問題は其表面の主義に加ふるに裏面の理由を以てし、且つ其實行の如何をも併せて攻究するにあらざれば判断の正鵠を得ることや難し。
現今世上の問題となれる鐵道國有即ち私設鐵道買収論の是非得失を判定するに當りても亦然らざるを得ず。蓋し鐵道國有の問題たる我邦に於ては既に確定せるものなり。既に一定せる此の問題が恰も新奇未定なるもの

第四卷第貳拾四號

鐵道買収論

(一)

とせざるべからざるや論を俟ず。之に反して本邦の如く四面環海の國にありては海軍を以て國防の主體と爲さざるべからず。苟も大兵を大陸に轉用する場合を除くの外陸軍は即ち海上權を失ひ萬止むことを得ざる場合に於て死守するの開始めて其効用を生ずるものたるに過ぎず。幸にして我に有力なる海軍あらんか、敵國に幾萬の陸兵あるも國內の安危は憂ふるに足らず。是れ敵兵波濤を踏へて來るにあらざれば我が國境に接近する能はざればなり。寧ろ重きを海軍に置き常に海上權を掌握し事なきの日には交商上の利益線を保護擴張し一旦事あらは我より先じて或は敵國の艦船を破壊し彼をして我を害するの途なからしめ、或は敵國の要港を砲撃し彼をして奔命に勞れ戰亂の損害に堪へざらんとしむると、徒に敵國の來襲を待ち國內を擧げて彼が蹂躪するに其利害得失の差は一目にして瞭然たり。況や苟も商工業を以て立國の方針とせば有力なる海軍の必要缺くべからざるや過去現在に於ける内外の事跡に徴して明白なるに於てをや。斯く論じ來れば或は全く陸軍を無用視するやと誤認する者あらんも決して然らず。唯海國と大陸國とは其國防の本体に於て大に異なる所あることを示すに過ぎず。夫の鐵道に在ても軍事

上の目的を全く度外視するにあらざして主とする所は現行制度を以て我邦の必要は充足し得らるべしと云ふにあり。現に鐵道敷設法に依れば政府は國家の必要に基つき漸次豫定の線を調査敷設し(第一條)、中央線以下九州線に至る十三線を撰定せり(第二條)。此等線路の撰定たるや軍事上の目的にも亦た適合することを期したるや疑を容れず。而して鐵道敷設法及び私設鐵道條例に依れば豫定線路外は勿論豫定線路中に於ても時としては私設鐵道を敷設することを許可する場合あるが故に、此等の私設鐵道にして或は其施設の點に於て軍事上の目的に適合せざるものありとせんか、又許可を受けたる會社が工事の落成を遅延することあらんか、政府は工事の設計を適當と認むるにあらざれば其敷設を免許せず(私設鐵道條例第四條)、又其工事は常に之を監督するのみならず(第十三條)、軍事上の目的に必要な施設は會社に命じて之を爲さしむることを得べく(第二十四條)、其工事遅延の場合には別に之に處する所あるべきを規定せり(第三十七條)。故に鐵道を買収せざれば以て軍事上の目的を達すること能はずとは抑亦理由に乏しき謬見たり。故に曰く公益軍事の兩點より觀察するも既に決定せられたる鐵道政策を變

工部省
白

の線路に對しては國有主義を採れること豈明瞭ならずや。然るも尙ほ鐵道國有の得失を論争する抑亦何の必要がある。或は民業の範圍を擴張せんが爲め國有主義を攻撃せんとならば多少攻究の必要なしにもあらざるべし。然れども國有主義の決定せられ居る今日、國有論を喋々するが如きは幾分か爲めにする所あらざるよりは殆ど解すべからざるなり。

或は曰く私法人をして鐵道の如き獨占的性質を有する事業を經營せしむるときは、私利にのみ着目して公益に反するの虞ありと。然れども私設鐵道條例の規定する所に依れば政府は公衆の安全を圖る爲め官設鐵道に施設する事項は齊しく會社にも命じ得るのみならず(第二十五條)、會社の施設にして危険なりと認むるときは改築修理せしむるの權あり(第十三條)。又官設鐵道に施行する規則は私設鐵道にも之を適用し(第二十七條)、尙ほ旅客及び貨物の運賃を定め、之を變更せんとするときは政府の認可を受けしむるのみならず、下等旅客の運賃につきては法律自ら其最高度を限定せり(第二十九條)。其他郵便物の遞送、官吏の乗車、軍隊軍用品の輸送に關し種々指命する所あるのみならず(第十九條乃至第二十二條)、戰時に在ては徵發令の定むる

所に從ひ鐵道を使用し得るの權を保有し、平時と雖も軍隊の輸送を迅速ならしむべき義務を負担せしむ(第二十三條)。此等の規定にして完全に執行せらるゝときは私設鐵道と雖も蓋に公益に反して其私利のみを營むことを得ざるべし。然るも尙ほ私設鐵道に於て公益に反する所爲ありとせんか、是れ畢竟監督の足らざるが爲めに於て此等の規定が正當に實施せられざるものあるに因る。果して然らば宜しく鼓を鳴して監督官廳と其の私設鐵道會社とを攻めて可なり、之が爲めに從來の鐵道政策に關する主義を變改するの必要ありとは謂ふべからず。

或は曰く鐵道を國有とするは軍事上の必要に基づけりと。而して此く論ずる者動もすれば獨乙、佛蘭西、若くは露西亞の如き大陸に國するもの、實例を引用して我邦も亦動員の點に於て同一の必要ありと斷言するに至ては實に其失當に驚かざるを得ず。固より大陸國にありては其境域犬牙相交り土壤相接し一令の下に數萬の敵兵は國境に臨むの虞あるべし。故に其國防の根據は全く陸軍に在りと謂て可なり。而して能く短期間に大兵を集中するを得るものは以て勝を制するに足る。隨て鐵道を敷設するに當りても亦軍事上の利便を主眼

とせざるべからざるや論を俟ず。之に反して本邦の如く四面環海の國にありては海軍を以て國防の主體と爲さざるべからず。苟も大兵を大陸に轉用する場合を除くの外陸軍は即ち海上權を失ひ萬止むことを得ざる場合に於て死守するの際始めて其効用を生ずるものたるに過ぎず。幸にして我に有力なる海軍あらんか、敵國に幾萬の陸兵あるも國內の安危は憂ふるに足らず。是れ敵兵波濤を踰へて來るにあらざれば我が國境に接近する能はざればなり。寧ろ重きを海軍に置き常に海上權を掌握し事なきの日には交商上の利益線を保護擴張し一旦事あらは我より先じて或は敵國の艦船を破壊し彼をして我を害するの途なからしめ、或は敵國の要港を砲撃し彼をして奔命に勞れ戦亂の損害に堪へざらんと、徒に敵國の來襲を待ち國內を擧げて彼が蹂躪すると其利害得失の差は一目にして瞭然たり。況や苟も商工業を以て立國の方針とせば有力なる海軍の必要缺くべからざるや過去現在に於ける内外の事跡に徴して明白なるに於てをや。斯く論じれば或は全く陸軍を無用視するやと誤認する者あらんも決して然らず。唯海國と大陸國とは其國防の本体に於て大に異なる所あることを示すに過ぎず。夫の鐵道に在ても軍事

七

上の目的を全く度外視するにあらざして主とする所は現行制度を以て我邦の必要は充足し得らるべしと云ふにあり。現に鐵道敷設法に依れば政府は國家の必要に基つて漸次豫定の線を調査敷設し(第一條)、中央線以下九州線に至る十三線を撰定せり(第二條)。此等線路の撰定たるや軍事上の目的にも亦た適合することを期したるや疑を容れず。而して鐵道敷設法及び私設鐵道條例に依れば豫定線路外は勿論豫定線路中に於ても時として私設鐵道を敷設することを許可する場合あるが故に、此等の私設鐵道にして或は其施設の點に於て軍事上の目的に適合せざるものありとせんか、又許可を受けたる會社が工事の落成を遅延することあらんか、政府は工事の設計を適當と認むるにあらざれば其敷設を免許せず(私設鐵道條例第四條)、又其工事は常に之を監督するのみならず(第十三條)、軍事上の目的に必要な施設は會社に命じて之を爲さしむることを得べく(第二十四條)、其工事遅延の場合には別に之に處する所あるべきを規定せり(第三十七條)。故に鐵道を買收せざれば以て軍事上の目的を達すること能はずとは抑亦理由に乏しき謬見たり。故に曰く公益軍事の兩點より觀察するも既に決定せられたる鐵道政策を變

山陽鐵道株

明治二十六年下半年平均	一一二
明治二十七年平均	一一〇
明治二十八年平均	一三五
明治二十九年平均	一七四
明治三十年平均	一四〇
明治三十一年上半年平均	一二四
平均	一三六

關西鐵道株

明治二十六年下半年平均	一一六
明治二十七年平均	一一六
明治二十八年平均	一一一
明治二十九年平均	一三九
明治三十年平均	一一九
明治三十一年上半年平均	一〇〇
平均	一二三

炭鑛鐵道株

明治二十六年下半年平均	一六一
明治二十七年平均	一五三
明治二十八年平均	一八三
明治二十九年平均	一九三
明治三十年平均	一八一
明治三十一年上半年平均	一九三

以上五鐵道會社株平均

平均	一七七
平均	一五二

故に若し就中簡易なる方法を採用し假りに株式の平均價格を以て買上くるものとせば拂込金額に對して一倍半餘を支出せざるべからず。論者か今日を以て買上に最も便利なる時機なりとする理由は何處にかある。而して以上列記したる五鐵道會社は我邦私設鐵道の最も大部分を占むるものなるか故に其平均株式相場割合を以て私設鐵道全部買上の費用を推算するも強ち不當ならざるべし。而して本年六月末に於ける全國各鐵道會社の拂込金の合計總額は八千九百九拾壹萬三千三百七拾四圓なるを以て一〇〇に對する一五二の割合を以てすれば其金額は壹億三千六百六拾六萬八千貳百貳拾八圓となる。鐵道買收論者は此の壹億三千六百餘萬圓の金額を何れの財源に依て支出せんとするか。國庫には此の如き巨額を支辨すへき餘裕の存在せるを奈何せん。或は國債を募集して之に應ずれば可なりと答ふるならんも壹億三千六百餘萬圓の公債は平常の日と雖も之を國內に於て募集するは難事たり。況んや今日の如き金融の狀況に於て募集し易すからざるは明白なり。然らば公債證書を發行し直に之を鐵道會社に交付して

や。然るも尙ほ鐵道國有の得失を論争する抑亦何の必要がある。或は民業の範圍を擴張せんが爲り國有主義を攻撃せんとならば多少攻究の必要なしにあらざるべし。然れども國有主義の決定せられ居る今日、國有論を喋々するが如きは幾分か爲りにする所あらざるよりは殆ど解すべからざるなり。

或は曰く私法人をして鐵道の如き獨占的性質を有する事業を經營せしむるときは、私利にのみ着目して公益に反するの虞ありと。然れども私設鐵道條例の規定する所に依れば政府は公衆の安全を圖る爲り官設鐵道に施設する事項は齊しく會社にも命じ得るのみならず(第二十五條)、會社の施設にして危険なりと認むるときは改築修理せしむるの權あり(第十三條)。又官設鐵道に施行する規則は私設鐵道にも之を適用し(第二十七條)、尙ほ旅客及び貨物の運賃を定め、之を變更せんとするときは政府の認可を受けしむるのみならず、下等旅客の運賃につきては法律自ら其最高度を限定せり(第二十九條)。其他郵便物の遞送、官吏の乗車、軍隊軍用品の輸送に關し種々指命する所あるのみならず(第十九條乃至第二十二條)、戰時に在ては徵發令の定むる

論

改するの必要は毫も存在せずと。然れども今數百歩を譲り鐵道國有主義を急務すべき必要ありとし私設鐵道は之を買収せざるべからずと假定するも今日は果して買収を執行すべき時機なるか。

鐵道買収の急務を要すと爲す者は曰く改正條約實行せられ外國人が鐵道會社の株主となるに至りては國家的政策を行ふに不便多からん須らく今日に於て其の買上を實行するに如かずと。外國人が鐵道會社の株券を所有するときは果して幾許の弊害あるやは一の疑問に屬すと雖も、外國人が鐵道會社の株券を所有するも其鐵道たるや固より我國法に従ふべきものなれば之に向て私設鐵道條例の規定を勵行せば深く憂ふるに足らざるべし。又假りに多少の弊害ありとせんか或は會社定款を以て外人の株券所有に關し制限を設くるも可なり。或は又會社の重役となる權に關し特例を設くるは外國に於ても其例なきにあらざるか故に策の玆に出つるも亦可ならずや。畢竟此説の起る所以は恰も外人を鬼神の如くに怖れ國法條約の正條明文をも枉けて以て唯外人の鼻息を窺はんと欲する弊習の因襲たるに過ぎず。或は曰く今日の如く諸株式の下落せるときに際して買

所に從ひ鐵道を使用するの權を保有し、平時と雖も軍隊の輸送を迅速ならしむべき義務を負担せしむ(第二十三條)。此等の規定にして完全に執行せらるるときは私設鐵道と雖も蓋に公益に反して其私利のみを營むことを得ざるべし。然るも尙ほ私設鐵道に於て公益に反する所爲ありとせんか、是れ畢竟監督の足らざるが爲めにして此等の規定が正當に實施せられざるものあるに因る。果して然らば宜しく鼓を鳴して監督官廳と其の私設鐵道會社とを攻めて可なり、之が爲めに從來の鐵道政策に關する主義を變改するの必要ありとは謂ふべからず。

或は曰く鐵道を國有とするは軍事上の必要に基づけりと。而して此く論ずる者動もすれば獨乙、佛蘭西、若くは露西亞の如き大陸に國するもの、實例を引用して我邦も亦動員の點に於て同一の必要ありと斷言するに至りては實に其失當に驚かざるを得ず。固より大陸國にありては其境域犬牙相交り土壤相接し一令の下に數萬の敵兵は國境に臨むの虞あるべし。故に其國防の根據は全く陸軍に在りと謂て可なり。而して能く短期間に大兵を集中するを得るものは以て勝を制するに足る。隨て鐵道を敷設するに當りても亦軍事上の利便を主眼

(四)

上を斷行する時は買上の費用を節約すると大なるべしと。金融の逼迫に伴ひて鐵道株の下落せるは事實なりと雖も、今日の相場を以て直に買上げ得べしと即斷するか如きは公正の點に於て缺くる所あるは、勿論抑亦實際に暗きに坐す。若し公正を缺かさざらんと欲せば鐵道買上に際し必らずや數年間の株式平均相場に依り若くは配當割合を標準として買上價格を定めざるべからず。今著名なる鐵道會社株の價格を案するに左の如し。

日本鐵道株	明治二十六年下半年平均	明治二十七年平均	明治二十八年平均	明治二十九年平均	明治三十年平均	明治三十一年上半年平均
平均	二四五	一九七	一九四	二二〇	一八五	一四一
九州鐵道株	明治二十六年上半年平均	明治二十七年平均	明治二十八年平均	明治二十九年平均	明治三十年平均	明治三十一年上半年平均
平均	一一〇	一〇一	一二四	一五〇	一四五	一四四

七二七

山陽鐵道株

平均	一二九
明治二十六年下半年平均	一二二
明治二十七年	一一〇
明治二十八年	一三五
明治二十九年	一七四
明治三十年	一四〇
明治三十一年上半年平均	一二四
平均	一三六

關西鐵道株

平均	一二六
明治二十六年下半年平均	一一六
明治二十七年	一一一
明治二十八年	一一九
明治二十九年	一〇〇
明治三十年	一一三
明治三十一年上半年平均	一一三
平均	一一三

炭礦鐵道株

平均	一六一
明治二十六年下半年平均	一五三
明治二十七年	一八三
明治二十八年	一九三
明治二十九年	一八一
明治三十年	一九三
明治三十一年上半年平均	一九三
平均	一九三

第四卷 第貳拾四號

鐵道買收論

(五)

以上五鐵道會社株總平均 一七七 一五二

故に若し就中簡易なる方法を採用し假りに株式の平均價格を以て買上くるものとせば拂込金額に對して一倍半餘を支出せざるべからず。論者か今日を以て買上に最も便利なる時機なりとする理由は何處にかある。而して以上列記したる五鐵道會社は我邦私設鐵道の最も大部分を占むるものなるか故に其平均株式相場の割合を以て私設鐵道全部買上の費用を推算するも強ち不當ならざるべし。而して本年六月末に於ける全國各鐵道會社の拂込金の合計總額は八千九百九拾壹萬三千三百七拾四圓なるを以て一〇〇に對する一五二の割合を以てすれば其金額は壹億三千六百六拾六萬八千貳拾八圓となる。鐵道買收論者は此の壹億三千六百餘萬圓の金額を何れの財源に依て支出せんとするか。國庫には此の如き巨額を支辨すへき餘裕の存在せるを奈何せん。或は國債を募集して之に應ずれば可なりと答ふるならんも壹億三千六百餘萬圓の公債は平常の日と雖も之を國內に於て募集するは難事たり。況んや今日の如き金融の狀況に於て募集し易すからざるは明白なり。然らば公債證書を發行し直に之を鐵道會社に交付して

す。故に立法の作用により私設鐵道會社に付與したる滿期後買上の保證を褫奪するも法理には反せずと強辨し得らるべしと雖も此の如きは立法上果して其妥當を得たる者なるや否や。若し公正の指定する所に違ひ強迫の嫌を避け利益ある線路は之を省き利益なき線路に限り買上げ得たりとせんか、鐵道國有論者自ら其何の意味たるかを解すると能はざるの結果に了らんのみ。殊に今日に在てすら官設鐵道の遲滯不整理を露々唱へて止まざる者極めて多きにあらざるや。今若し遽に私設鐵道の買上を實行するとせば果して能く今日より一層の整理敏活を望み得べきや否や敢て喋々を要せざるべし。

以上陳述し來れる如く何れの點より觀察するも頗る其理由之に拘はらず買收論の熾なるは寧ろ怪しむべきの極ならずや。茲に於てか此の問題の起因は純正なる國有主義にあらざりして他に存するにあらざるやと疑はざるを得ず。其主眼は寧ろ外債を募集し之を以て私設鐵道を買上げ所謂資金の供給を潤澤ならしめんと欲するにありと云ふは中らずと雖も遠からざるべし。凡そ我邦の如き新進の國に於ては資本の需要急にして其供給之に及ばざるを常とするか故に正當適切なる方法に

依り確實有益なる生産事業に對し所謂局部注射を施すの目的を以て適度に外資を輸入するの策を講ずるは止むを得ざるなり。然れども漠然巨額の外債を募集して例へば私設鐵道の買收に用ひ漫然之を散布し一時の快を貪り以て足れりとするか如きは斷して是認すること能はざるなり。若し買收の爲め鐵道株券所有者が一時に巨額の資金を掌握することとなるの結果、奢侈的消費を増加し若くは投機を奨励し不生産的企業を煽動し急激なる物價の變動を喚起し輸入超過の趨勢を猛烈ならしめんか。百方苦心して輸入したる外資も早晚煙散霧消し國家は空しく巨額の債務を負ひ鐵道の行政は愈々錯綜を極め外資の輸入は徒に其の弊を存して其益なきに終るべきや必せり。尙ほ一層甚しきは外資の輸入は徒らに本邦の希望に止まり實行は殆ど望み難きが故に鐵道の買收は唯其聲のみ高くして遂行に至らざるの虞あり。之が爲めに利する者は其實行如何よりは寧ろ有價證券の騰貴により竊に虚利を攫取せんと欲する一部の投機者流に止まらんのみ。嗚呼投機者は經濟上永續すべき真正の利益を與へず却て不測の危害を醸成する者なり。彼の軍事公債の償還若くは償金の散布は彼輩の熱望せる所なりしにも拘はらず幸に此の如き弊害

改するの必要は毫も存在せず。然れども今數百歩を譲り鐵道國有主義を急進すべき必要ありとし私設鐵道は之を買収せざるべからずと假定するも今日は果して買収を執行すべき時機なるか。

鐵道買収の急進を要すと爲す者は曰く改正條約實行せられ外國人が鐵道會社の株主となるに至りては國家的政策を行ふに不便多からん須らく今日に於て其の買上を實行するに如かずと。外國人が鐵道會社の株券を所有するときは果して幾許の弊害あるやは一の疑問に屬すと雖も、外國人が鐵道會社の株券を所有するも其鐵道たるや固より我國法に従ふべきものなれば之に向て私設鐵道條例の規定を勵行せは深く憂ふるに足らざるへし。又假りに多少の弊害ありとせんか或は會社定款を以て外人の株券所有に關し制限を設くるも可なり。或は又會社の重役となる權に關し特例を設くるは外國に於ても其例なきにあらざるか故に策の茲に出つるも亦可ならずや。畢竟此説の起る所以は恰も外人を鬼神の如くに怖れ國法條約の正條明文をも拄けて以て唯外人の鼻息を窺はんと欲する弊習の因襲たるに過ぎず。或は曰く今日の如く諸株式の下落せるときに際して買

支拂に充つべきか。今日所謂鐵道買収論者の希望する所は資金にありて證券にあらす。公債との交換は當に買収論者の満足を得難きのみならず強て此手段を用ひんか其結果は一般に公債其他の證券をして益々下落せしめ、却て有價證券の價格を昂騰せしめんと欲する世の希望と反對の結果を生ぜざんばならず。然らば外債を募集して之が財源に充てんか。是れ世上一部人士の熱望する所なるに似たり。然るに今日以後政府の手に於て募集すべき公債尙は壹億七千萬餘圓あり。是れ既定の經費に屬する諸般の事業と陸海軍の軍備とを完成せしむる爲め數年間に募集せざるべからざる所のものなり。然り而して今日の状況内地に於て募集し難きや既に述べたるが如くなるを以て之亦外國市場に訴へざるを得ず。其他既に外國に關係を有し又は將來に於て有すべき公債は殆ど壹億萬圓に垂々んとす。通計概算三億萬圓の債務を國外に負ふとせんか、其利子すら千五百萬圓に達すべし。更に加ふるに鐵道買収公債壹億三千六百餘萬圓を以てせんか、殆ど四億五千萬圓の巨額に達し之か利子のみにても貳千貳百五十萬圓を要す。若し三十箇年償還とし毎年千五百萬圓の元金を償還するとせば、利子元金合計殆ど四千萬圓の債務は驗

上を斷行する時は買上の費用を節約すると大なるへしと。金融の逼迫に伴ひて鐵道株の下落せるは事實なりと雖も、今日の相場を以て直に買上げ得へしと即斷するか如きは公正の點に於て缺くる所あるは、勿論抑亦實際に暗きに坐す。若し公正を缺かざらんと欲せば鐵道買上に際し必らずや數年間の株式平均相場に依り若くは配當割合を標準として買上價格を定めざるべからず。今著名なる鐵道會社株の價格を案するに左の如し。

日本鐵道株	
明治二十六年下半年平均	二四五
明治二十七年 平均	一九七
明治二十八年 平均	一九四
明治二十九年 平均	二二〇
明治三十年 平均	一八五
明治三十一年上半年平均	一九八
九州鐵道株	
明治二十六年上半年平均	一一〇
明治二十七年 平均	一〇一
明治二十八年 平均	一二四
明治二十九年 平均	一五〇
明治三十年 平均	一四五
明治三十一年上半年平均	一四四

出の超過により貨物を以て償ひ得ざる以上は勢ひ正貨を以て返済せざるを得ず。然るも尙は壹億萬圓以内中央銀行の正貨準備は果して能く潤渇するなきを得べきや豈思はざるも亦甚しからずや。況や今日の如き状態を以て我れ切りに起債を通るも彼の外國債主が能く之に應ずるや否やも未だ知るべからざるに於てをや。幸か不幸か買収論者の豫想は事實となり巨額の資金を得て私設鐵道の買上を實行するとせんか。買上すべき線路選擇は如何にすべきか、買上價格は何を標準として決定すべきか。或は今日線路の維持にすら究せる會社は進で買上げに應ずべしと雖も、十分に利益あり前途大に望ある線路を有する會社は焉ぞ自ら好んで買上に應せんや。國家の欲せざるものは買収を望み、欲するものは彼れ應せず。茲に於てか私設鐵道條例の豫定する時期到來して行使すれば失當の嫌なき強制買収の權力を濫用するの止むを得ざるに至るべし。然らざれば最も國有たるに適し且つ有益なる幹線は依然として民有たり、國有に歸するの損失多き支線のみとならば獨り國有主義の貫徹し難きのみならず却て公債の利子甚しきは營業費までも國民の納税に依りて支辨せざるを得ざるに至らんとを懼る。固より法律は萬能力を有

す。故に立法の作用により私設鐵道會社に付與したる滿期後買上の保證を褫奪するも法理には反せずと強辨し得らるべしと雖も此の如きは立法上果して其妥當を得たる者なるや否や。若し公正の指定する所に違ひ強迫の嫌を避け利益ある線路は之を省き利益なき線路に限り買上げ得たりとせんか、鐵道國有論者自ら其何の意味たるかを解すると能はざるの結果に了らんのみ。殊に今日に在てすら官設鐵道の遲滯不整理を囂々唱へて止まざる者極めて多きにあらざるや。今若し遽に私設鐵道の買上を實行するとせば果して能く今日より一層の整理敏活を望み得べきや否や敢て喋々を要せざるべし。

以上陳述し來れる如く何れの點より觀察するも頗る其理由之に拘はらず買收論の熾なるは寧ろ怪しむべきの極ならずや。茲に於てか此の問題の起因は純正なる國有主義にあらずして他に存するにはあらずやと疑はざるを得ず。其主眼は寧ろ外債を募集し之を以て私設鐵道を買上げ所謂資金の供給を潤澤ならしめんと欲するにありと云ふは中らずと雖も遠からざるべし。凡そ我邦の如き新進の國に於ては資本の需要急にして其供給之に及ばざるを常とするか故に正當適切なる方法に

依り確實有益なる生産事業に對し所謂局部注射を施すの目的を以て適度に外資を輸入するの策を講ずるは止むを得ざるなり。然れども漠然巨額の外債を募集して例へば私設鐵道の買收に用ひ漫然之を散布し一時の快を貪り以て足れりとするか如きは斷して是認すること能はざるなり。若し買收の爲め鐵道株券所有者が一時に巨額の資金を掌握することゝなるの結果、奢侈的消費を増加し若くは投機を奨励し生産的企業を煽動し急激なる物價の變動を喚起し輸入超過の趨勢を猛烈ならしめんか。百方苦心して輸入したる外資も早晚煙散霧消し國家は空しく巨額の債務を負ひ鐵道の行政は愈々錯綜を極め外資の輸入は徒に其の弊を存して其益なきに終るべきや必せり。尙ほ一層甚しきは外資の輸入は徒らに本邦の希望に止まり實行は殆ど望み難きが故に鐵道の買收は唯其聲のみ高くして遂行に至らざるの虞あり。之が爲めに利する者は其實行如何よりは寧ろ有價證券の騰貴により竊に虚利を攫取せんと欲する一部の投機者流に止まらんのみ。嗚呼投機者は經濟上永續すべき真正の利益を與へず却て不測の危害を醸成する者なり。彼の軍事公債の償還若くは償金の散布は彼輩の熱望せる所なりしにも拘はらず幸に此の如き弊害

支拂に充つべきか。今日所謂鐵道買收論者の希望する所は資金にありて證券にあらす。公債との交換は當に買收論者の満足を得難きのみならず強て此手段を用ひんか其結果は一般に公債其他の證券をして益々下落せしめ、却て有價證券の價格を昂騰せしめんと欲する世の希望と反對の結果を生ぜずんばならず。然らば外債を募集して之が財源に充てんか。是れ世上一部人士の熱望する所なるに似たり。然るに今日以後政府の手に於て募集すべき公債尙は壹億七千萬餘圓あり。是れ既定の經書に屬する諸般の事業と陸海軍の軍備とを完成せしむる爲め數年間に募集せざるべからざる所のものなり。然り而して今日の狀況内地に於て募集し難きや既に述べたるが如くなるを以て之亦外國市場に訴へざるを得ず。其他既に外國に關係を有し又は將來に於て有すべき公債は殆ど壹億萬圓に垂々んとす。通計概算三億萬圓の債務を國外に負ふとせんか、其利子すら千五百萬圓に達すべし。更に加ふるに鐵道買收公債壹億三千六百餘萬圓を以てせんか、殆ど四億五千萬圓の巨額に達し之か利子のみにも貳千貳百五十萬圓を要す。若し三十箇年償還とし毎年千五百萬圓の元金を償還するとせば、利子元金合計殆ど四千萬圓の債務は輸

太

論

論

論

(八)

多き救濟策の今日まで實行せられざりしより、更に公益上軍事上の必要を口實として鐵道の買收を絶叫するに至れり豈警めざるべけんや。一度經濟政策其宜しきを失ひ投機者の術中に陥り巨額の外債を募集し漫然之を散布するの拙策に出でんか、日清事件以降に生ぜし經濟財政上の變動も漸く鎮靜に歸し事體稍や平常に復せんとする今日、經濟界をして再び動搖困難の域に陥らしむべきのみならず眞正確實なる經濟上の發達を阻害すべきや必せり豈慎まざるべけんや。正當適切毫も害なくして生産上利益多く然かも實行の見込ある外資輸入の方法即ち生産資本供給の機關としては別に一策あり、動産銀行の設立是れなり。然れども該銀行の談は自ら別事に屬するを以て他日機を得て更に世上の公論に訴ふる所あらんとす。

外交論

齋藤修 一郎

鶯花茂而、山濃谷艶、總是乾坤之幻境、水木落而、石瘦岬枯、纔見天地之眞吾と、是萬物、自ら表裏の存す

出の超過により貨物を以て償ひ得ざる以上は勢ひ正貨を以て返済せざるを得ず。然るも尙は壹億萬圓以内中央銀行の正貨準備は果して能く涸渇するなきを得べきや豈思はざるも亦甚しからずや。況や今日の如き状態を以て我れ切りに起債を逼るも彼の外國債主が能く之に應ずるや否やも未だ知るべからざるに於てをや。幸か不幸か買收論者の豫想は事實となり巨額の資金を得て私設鐵道の買上を實行するとせんか。買上ぐべき線路選擇は如何にすべきか。買上價格は何を標準として決定すべきか。或は今日線路の維持にすら究せる會社は進で買上げに應ずべしと雖も、十分に利益あり前途大に望める線路を有する會社は焉ぞ自ら好んで買上に應せんや。國家の欲せざるものは買收を望み、欲するものは彼れ應せず。茲に於てか私設鐵道條例の豫定する時期到來して行使すれば失當の嫌なき強制買收の權力を濫用するの止むを得ざるに至るべし。然らざれば最も國有たるに適し且つ有益なる幹線は依然として民有たり、國有に歸するの損失多き支線のみならず獨り國有主義の貫徹し難きのみならず却て公債の利子甚しきは營業費までも國民の納税に依りて支辨せざるを得ざるに至らんとを懼る。固より法律は萬能力を有

るを意味したるに外ならず、此に於てか言ふ、外交は即、鶯花濃艶の幻境にして、國際法は即、水木瘦枯の眞吾なりと、何を以てか外交を目して幻境と云ふ、曰く、國際干係上、一度紛議錯綜の現象を來たし、一國の代表者たるもの、一堂に相會して、論争抗議するに當つては、三寸の舌鋒巧に敵を粉碎して、其効果能く百萬の銃弾を行るに優るものあらしめ、又平時に在つては、對手國の強盛なる者に向つて、潛脱微妙の劃策を施し以て其機先を制し、或は其羸弱なる者に對しては、直前肉薄の體度を取り、以て彼をして顧慮するの餘裕なからしむるか如き、要するに詭欺縱橫風雲の變、得て端倪すへからざるの概ゆるを以ての故なり、何を以てか國際法を目して眞吾と言ふ、曰く、先づ國家自衛權の何物たるを決定し、次て自衛權を行使するの方法及範圍を定め、以て各國をして對當の地位を維持せしめ、各國民をして天賦の人權を保有せしめ、其間敢て一點の非理不法あるを許さざるを以ての故なり、果して然らば、權變縱橫時に自然に背乖するの觀ある外交其者と、理論井然専ら自然を全ふせんとするの國際法と、左馳右奔途に合一するの點なくして止むべきか、否余は彼是相互最密接の干係を有し、外交なくんば國